

第2・3章 裁判所制度・管轄に関するコメント

一 裁判所制度

1 憲法に見る司法

中国の裁判制度は、中国憲法の第3章「国家機構」の最後の節（第7節）に、人民検察院とともに、その基本構造が規定されている。三権分立制度が確立している国家における憲法とは異なり、行政機関である検察とともに、裁判所の規定が設けられている点に、社会主義法としての基本的な特徴がある。

まず、人民法院は、国家の裁判機関であり（中国憲法123条）、最高人民法院が、最高の裁判機関である（同127条1項）。

憲法上、中華人民共和国に、最高人民法院および地方各級人民法院ならびに軍事法院その他の専門人民法院を置き、最高人民法院院長の毎期の任期は、全国人民代表大会の毎期の任期と同一とし、2期を超えて連続して就任することはできないことが規定されている（同124条1項・2項）。人民法院の組織は、法律で定められることとされており（同124条3項）、この規定を受けて、人民法院組織法が制定されている¹⁾。

憲法上は、公開原則が規定されている。つまり、人民法院における事件の審理は、法律の定める特別の場合を除いて、すべて公開で行われる（同125条。なお、同条には、被告人は、弁護を受ける権利を有することも、規定されている）。しかし、この公開原則も、法律の規定によって、非公開とすることができることから、必ずしも盤石なものではない。

また、憲法上、「司法権の独立」に関する規定も置かれている。すなわち、人民法院は、法律の定めるところにより、独立して裁判権を行使し、行政機関、社会団体および個人による干渉を受けない（同126条）が、しかし、その独立の程

1) これについては、たとえば、西村峯裕「最高人民法院組織法改正をめぐる諸問題（5）」産大法学21巻3号（1987年）69頁などを参照。

度も、同じく憲法上、最高人民法院は、全国人民代表大会および全国人民代表大会常務委員会に対して責任を負う。地方各級人民法院は、それを組織した国家権力機関に対して責任を負うと規定されていることから（同126条）、脆弱さを免れない。

2 裁判所の種類と「四級二審制度」

中国にも様々な種類の裁判所があり、基本的に、「四級二審制」が採用されている²⁾。

まず、中国の裁判所は、各級人民法院と専門法院からなる。

前者の各級人民法院は、地方各級人民法院および最高人民法院から構成され、地方各級人民法院は、基層人民法院、中級人民法院および高級人民法院に分かれる。このような四審級の階層の裁判所組織が設けられているが、後述のように二審制度が採用されている。なお、後者の専門法院は、軍事裁判所、海事裁判所、鉄道裁判所等の特殊裁判所である。

①基層人民法院は、県、自治県、区の設置されない市および市直轄区に設けられている。法律により、中級人民法院、高級人民法院および最高人民法院が第一審管轄を有するとされる事件以外の第一審事件を取り扱う（中国民訴17条）。

②中級人民法院は、省、自治区内の各地区、中央直轄市、省・自治区直轄市および自治州に設置されている。そこでは、重大な涉外事件、当該管轄において重大な影響がある事件、および、最高人民法院が中級人民法院の管轄とする事件等の第一審事件を取り扱い、また、基層法院の裁判に対して不服が申し立てられた場合には、上訴審裁判所としての役割を果たしている（中国民訴18条）。

③高級人民法院は、省、自治区および中央直轄市に設置されている。法律が定める重大かつ複雑な第一審事件を取り扱い、また下級人民法院の裁判、および、海事法院所在地の高級法院については海事法院の裁判に対して不服が申し立てられた場合に、上訴審としての役割を果たす。民事事件については、当該管轄区内において重大な影響がある第一審民事事件を管轄する（中国民訴19条）。

④最高人民法院は、国家最高の裁判機関であり（中国憲法127条1項）、首都北京に置かれている。そこでは、全国において重大な影響を与える第一審事件を取

2) 小嶋明美『現代中国の民事裁判』（成文堂・2006年）、樊紀偉「中国における裁判制度の改革と課題」同志社法学63巻2号（2011年）1458頁などを参照。

り扱い（中国民訴20条1号）、自己が審理すべきであると認める事件（中国民訴20条2号）、および、高級法院、専門法院の裁判に対して不服が申し立てられた場合に、上訴審としての役割を果たしている。なお、最高人民法院が第一審として事件審理を担当する場合は、一審制であり、その判決は終局判決となる。

確かに、最高人民法院は、裁判を行うが、その主たる職責は、地方各級人民法院と専門法院の裁判活動を監督することにある。監督方法としては、たとえば、全国の各級人民法院と専門法院が裁判を行った個別事件が誤っている場合にその裁判を是正すること、司法解釈および指示が求められた個々の事件に対する回答を与えることなどである。

中国の審級制度で特徴的なことは、各級人民法院が、いずれも第一審事件を取り扱う点にある。しかし、実際には、基層人民法院が、多くの第一審民事事件を担当しているようである。それは、そもそも中国は国土が広大で、交通の便が悪い地域も少なくなく、中級人民法院以上の上級の人民法院は、上訴事件の審理、下級法院の裁判監督と業務指導の役割も有する（人民法院組織法17条2項）ことから、基層人民法院が、多くの第一審民事事件を担当しているのである。基層法院の管轄が、地方の行政区域と一致することから、後述のような地方保護主義の考え方につながる。

ところで、中国で二審制がとられたのは、できる限り早期に紛争を解決したいと考えたためであるとされている。しかし、二審制により、下級裁判所すなわち狭い範囲の土地管轄の中で裁判が行われ、それが確定することは、地元の当事者に有利に訴訟を運ぶ地方保護主義をはじめとする司法腐敗の条件を作り出すことにもなっていることが指摘されている³⁾。また、上述の上級法院の下級法院に対するコントロールは極めて強く、コントロールの手段として上訴審と裁判監督の手続が広く用いられただけでなく、実務においては裁判前に下級法院が上級法院に指示を求め報告を行う制度が常用され、二審制は事実上一審制となっているとも指摘されている⁴⁾。しかしこれでは、裁判官の独立はなく、実質的には審級制度も機能しないようにも思われる。司法権の独立だけでなく、裁判所および裁判官の独立が強く要請されるゆえんである。

3) 小嶋・前掲注2) 120頁。

4) 小嶋・前掲注2) 119～120頁。